令和5年度松山空港国内線新規路線等需要調查·創出事業費補助金Q&A

分類	質問	回答
1 申請方法	①申請の窓口はどこか。	松山空港利用促進協議会(愛媛県 観光国際課航空政策室
	一世間の心口はここが。	空港・国内航空振興グループ内)
	②申請書はどのように提 出すればよいか。	持参又は郵送可です。内容の事前相談は、TEL、メール又は 訪問でお願いします。
		TEL: 089-912-2252 (直通)
		E-mail: koukuuseisaku@pref.ehime.lg.jp
		住所:〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
		(訪問の場合は、事前にTELをお願いします。)
	③申請主体は誰か。	代表権をお持ちの方から申請してください。 なお、支店等が申請する場合で、支店等の代表者が代表権
		なわ、文店寺が中間する場古く、文店寺の代表有が代表権 を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様
		式は自由)を添付してください。
	④実施済の事業は申請対	交付決定後の事業着手となります。
	象か。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2 補	①旅行が不催行となった	当該旅行が催行され、催行時に 15 人以上の参加があること が交付の条件となります。
	場合には、補助金は交	か交付の米付となりより。 不催行の場合には、事業中止(廃止)承認申請手続きが必
助	付されるか。	要です。
対象事業	②直行チャーター便を利	直行チャーター便を利用したことを証する書類を提出して
事業	用した場合に必要な書	ください。
	類等はあるか。	なお、航空会社から発行された領収書等の写しや運航証明 書など、様式は問いません。
	③提供したデータを第三 者に提供する場合があ るとはどういうことを 想定しているのか。	松山空港を発着する新規路線の誘致のため、エアポートセ
		ールスを行うに当たり、調査実績として航空会社に提供す
		ること等を想定しています。
		なお、個々の旅行会社名や参加者の個人情報等を提供する ことはありません。
	①支払いの事実を第三者	実績報告時に、領収書(コピー可)等の支出や使途が確認
3		できるものを添付してください。
1.45	が確認できる書類等とは何か。	なお、使途が確認できない経費や支出の事実のない経費に
補助	10,170 %	ついては対象となりません。
対象経費	②他の助成金等を重複して充当することができるか。	同一経費に対し、重複して他の助成金等を充当することはできません。
経		同一の旅行商品について、他の助成金等を充当する場合に
質		は、それぞれの助成金等を充当する経費が明確に区分され、
		重複しないことが明確となる必要があるほか、助成金等の
		総額が経費総額を上回ることはできません。 また、それぞれの助成金等の交付要件にも十分留意してく
		よた、で40で40の助成並等の交付安任にも「万亩息してく ださい。
	②参加老の投動に反て奴	直行チャーター便の利用に要する経費のみ対象です。
	③参加者の移動に係る経 費は対象となるか。	また、実績報告に当たり、支払いを確認できる書類の添付
		が必要となります。
	④旅行代金割引やポイン ト還元に係る経費は対	直接的な割引やマイル等のポイント還元の原資とすること はできません。(実績報告に当たり、使途や支払いを確認で
	象となるか。	はくさません。(英橋報号に当たり、反応、文括が、を確認と きる書類の添付が必要となります。)
	⑤商品造成に当たり、感	消毒液の購入など、支出を伴うものについては対象となり
	染防止措置が必要な場	ます。このため、3密回避のため定員抑制した場合の減収
	合は対象となるか。	分などは対象外となります。(実績報告に当たり、使途や支

分類	質問	回答
		払いを確認できる書類の添付が必要となります。)
	⑥消費税は対象となる	消費税は対象外ですので、交付申請等に当たっては、消費
	か。	税を除いた額を補助対象経費としてください。
	⑦契約のための印紙税や	
	支払時の振込手数料は	いずれも対象外です。
	対象となるか。	
4 補助金の限度額	①「1旅行商品」の数え方 はどうか。	同一行程で出発日が異なる旅行については、次の①②のいずれの場合でも、「1旅行商品」として計上することが可能です。 ①同一行程の旅行について全ての出発日を合算し、1旅行商品とする。 ②出発日毎に1旅行商品とする。 ただし、いずれの場合についても、 ・実績報告に際して、1旅行商品の区分を変更することはできません。(交付申請及び交付決定されたとおりの計上方法となります。変更承認申請も認められません。) ・催行時に、1旅行商品当たり15人以上の参加が必要です。(15人未満となった場合には、事業中止(廃止)承認申請手続きが必要です。) ・広告宣伝費等の経費総額が補助金額を上回ることはできません。
	②経費が補助金の限度額 を下回る場合の補助金	補助金額は経費総額を上回ることはできません。
	額はどうか。	
	③往路又は復路で松山空	
	港以外の空港を発着し	
	た場合やその他の移動	交付要綱第1条の目的及び第3条の条件を満たすと認めら
	手段により愛媛県外の	れる場合には、別表の補助金の限度額を交付します。
	駅等を基点にした場合	
	はどうか。	
5	①事業の着手はいつから 可か。	交付決定の日以降とします。
事業の実施	②何をもって事業の着手 とするか。	事業実施のための発注など、直接的な経費の発生を伴うものを着手とみなします。よって、直接的な経費が発生しないチラシの下書き作成や事業構想の検討、打合せなど、単なる準備行為は着手とみなしません。
	③いつまでに事業を終了	令和6年1月末までに催行された旅行を対象とします。
	しておく必要がある	なお、国内線新規路線等需要調査等への回答を含め、令和
	か。また、事業の終了と	6年2月末までに事業を終了し、かつ経費の支払いを完了
	は何か。	してください。
	④補助事業の関係書類は	補助事業終了の翌年度から起算して5年間は保管してくだ
	いつまで保存しておく	さい。また、国交付金を活用していることから、会計検査
	必要があるか。	の対象となります。
	⑤交付決定後、事業完了	交付要綱第13条により、必要に応じて補助金の一部又は全
	前に補助金を受け取る	部を概算払することができます。(事業完了後、精算しま
	ことは可能か。	す。)
	のルエロかとは お問い	

※その他不明な点は、お問い合わせください。

(TEL089-912-2252 松山空港利用促進協議会(愛媛県 観光国際課航空政策室内))